

大規模災害に対応した公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

東日本大震災などの大規模地震や豪雨等の非常災害時において、被災した自治体へ他の自治体から派遣された教職員は、被災児童及び生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

しかしながら、今般の大震災では、派遣教職員の確保に当たり、他の行政部門の職員に比べ、派遣自治体及び被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチ、教職員の派遣に係る費用負担の在り方などについての問題が浮き彫りになっている。

こうした事態について、平成23年8月4日付けで宮城県知事等が内閣総理大臣に対し、大規模災害が発生した場合に備え、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みや派遣の際の統一的な費用負担などのルールを設けることを要望するなど、被災地を中心に、大規模災害時における教職員の応援体制の整備を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、被災した自治体に対して全国の自治体から迅速かつ適切な教職員派遣を進めるため、次の事項を踏まえ、大規模災害に対応した公立学校教職員派遣制度を創設されるよう強く要望するものである。

- 1 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 2 地方自治体からの派遣教職員情報をデータベース化し、被災地との需給の調整などを行うことができるようにすること。
- 3 制度の設計に当たっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担の在り方を明確にするとともに、被災地の実情に配慮したものにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

文部科学大臣

石油コンビナートにおける液状化を想定した耐震対策の強化を求める意見書

東日本大震災の影響により、川崎臨海部において、東扇島で液状化現象である噴砂、泥水の流出、段差被害などが発生した。

川崎臨海部には、石油コンビナートが立地しており、この地域を所管する臨港消防署の管内には、屋外にあるタンクにおいて石油類などの危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所が大小合わせて1,700を超えて存在しているが、研究者からは、首都圏直下型地震など今後想定される大地震の発生による液状化とそれに伴う護岸の損壊により、当該地域において甚大な被害が発生する可能性があることが指摘されている。

このため、液状化を想定した耐震対策の強化が求められているが、一方で、川崎臨海部では、民間所有の護岸が護岸全体の約77%を占めているため、これら民間の企業の自主性に委ねるだけでは、費用負担の問題などから対策が進まないことが懸念される。

よって、国におかれては、日本経済を支えている川崎臨海部を大災害から守るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 川崎臨海部における液状化の実態を調査すること。
- 2 液状化現象を石油コンビナート等災害防止法の規定による異常現象の通報及び災害応急措置の概要等の報告の義務の対象とすること。
- 3 護岸等について、専門家の調査分析に基づく液状化を想定した耐震基準を設け、鋼矢板等による耐震補強など液状化を想定した耐震補強対策を義務付けるとともに、これらの対策に要する費用を助成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

今年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響などにより電力供給が制約される中で、長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着している。

しかしながら、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のような個々の努力に委ねられている場当たり的な節電対策のままでは、社会全体の対応としては限界がある。

そのため、これまでの電力多消費型経済の社会から転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、国におかれては、電力消費を低減させる対策に取り組むとともに、電力多消費型経済からの転換を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 家庭での省エネ及びエコ化の早期推進のため、「節電エコポイント（仮称）」を創設し、省エネ型家電への買換え及びLED照明の普及を促進すること。
- 2 住宅エコポイント制度を改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施すること。
- 3 事業所などにおいて、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる発電設備及びLED照明などの省エネ設備への投資を促進するため、税制、財政及び金融の面で支援措置をより拡充すること。
- 4 ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 宛て

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

介護職員処遇改善交付金制度の継続及び拡充を求める意見書

介護サービスの提供を担う介護職員、生活相談員、介護支援専門員等の介護従事者を確保することは重要な課題であり、平成 21 年の介護保険の報酬改定では、介護従事者の人材確保や処遇改善などを目的に初めて介護報酬の引上げが行われ、さらに、介護職員の処遇を改善するため介護職員処遇改善交付金制度も設けられた。

しかしながら、依然として介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いており、さらに、この交付金制度は実質 2 年半の時限措置であって、その期限後における国の対応は、決まっていない。

一方、同制度は、介護職員のみを対象とし、生活相談員、介護支援専門員、看護職員等を対象外としているが、施設運営は、様々な職員のチームワークで成り立っていることから、全ての職員を対象とした処遇の改善が図られるべきである。

また、同制度の終了に伴い、職員に対する処遇が低下し、離職の増加に拍車が掛かるおそれがあることから、今後の高齢社会を支える介護従事者を継続して確保するためには、同制度を引き続き実施していく必要がある。

よって、国におかれては、介護職員処遇改善交付金制度を平成 24 年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など改善を図られるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書

福島第一原子力発電所で発生した事故による放射性物質の放出によって、市民に放射能への不安が広がっており、放射能による被害から市民の生命と健康を守るために可能なあらゆる対策を講じることが喫緊の課題として求められている。

放射線に対する防護は、放射線量が「少なければ少ないほど良い」というのが大原則であり、現在の科学技術では放射性物質の消去も減量もできないものの、汚染された土壌を取り除くなど放射性物質を遠ざけることで人間が浴びる放射線量を下げることができる。

よって、国におかれては、放射能の実態を正確かつ系統的に調査し、最大限の除染を行うことが求められていることを踏まえ、次代を担う子どもたちを始め市民の健康を守るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 放射能汚染の不安を住民から訴えられている地方自治体が、徹底した放射能汚染の調査及び除染を行えるよう、専門家の派遣、相談体制の強化、十分な財政支援、除染方法の研究など国の支援体制を抜本的に強化し、早急に整えること。
- 2 除染に当たっては、国が責任をもって住民に正確な放射能汚染の実態とその危険性及び除染方法を示すとともに、緊急的な除染と大規模で長期にわたる除染の両方を国の責任で推進すること。
- 3 都道府県に行わせている食品検査を政令指定都市も行えるようにするとともに、検査を地方自治体に任せきりにせず、国の責任で最新鋭の検査機器を最大限に確保して、検査体制の抜本的強化を図ること。
- 4 国が定めている食品に関する暫定規制値を超える食品を市場に流通させないようにするとともに、科学者、生産者、消費者などの意見を踏まえ、暫定規制値を検証し、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

宛て

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

消費者及び食品安全担当大臣

意見書案第16号

緊急事態基本法の早急な制定を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年10月3日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

緊急事態基本法の早急な制定を求める意見書

今般の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

一方、主要国においては、憲法に外部からの武力攻撃、テロ、大規模自然災害等を想定した非常事態条項を明記している国もあり、また、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発して、政府主導の下に救援及び復興に対処することとしている国も多い。

しかしながら、日本国憲法には非常事態条項が明記されておらず、平時の体制のまま国家的な緊急事態を乗り切ろうとすると、現場の最前線で活動する自衛隊、警察、消防などの初動態勢において、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取ることから救援活動に様々な支障を来し、その結果更に被害が拡大することとなる。

そのため、緊急事態時に、国が万全の措置を講じる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の権利を一時的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には、民主党、自由民主党及び公明党の3党がこうした法律の成立を図ることで合意したものの、今日まで制定されずにいる。

このような中、昨年来、東日本大震災などの自然災害のほかにも、尖閣諸島海域における中国漁船による海上保安庁の巡視船への衝突事件やロシア政府要人による度重なる北方領土への訪問があり、また、北朝鮮による核ミサイルの脅威も存続するなど、国民の生命及び財産の安全が脅かされており、緊急事態に備えることは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

法務大臣

外務大臣

国土交通大臣

防衛大臣

意見書案第 17 号

尖閣諸島を始め我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書案の
提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 10 月 3 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

尖閣諸島を始め我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

昨年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法に操業を行っていた中国の漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船に自らを衝突させるという重大事件が発生したが、その後も尖閣諸島周辺を始めとする我が国の領海及び排他的経済水域において外国漁船による違法操業は繰り返され、我が国の漁業関係者に大きな不安を与えているところである。

さらに、今年8月には、漁船などの民間の船舶にとどまらず、外国公船である中国の漁業監視船2隻が尖閣諸島周辺の領海内に侵入する事案まで発生し、我が国の主権が脅かされる事態となっており、これらの問題については、本市の市民を始め国民から重大な関心が寄せられている。

よって、国におかれては、尖閣諸島を始めとする我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 尖閣諸島に関し、早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、灯台の設置、避難港の整備などに取り組むこと。
- 2 外国漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策として、関係省庁が連携して、違法操業の排除及び排他的経済水域の資源保全に努め、さらには必要な法整備に取り組むこと。
- 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸に、アジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土及び領海を守るという主権国家としての揺るぎない態度を国際社会に対して積極的に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

宛て

農林水産大臣

国土交通大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第 18 号

円高体質から脱却し、労働者と中小企業を守る緊急対策を求める意見書案
の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 10 月 3 日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

円高体質から脱却し、労働者と中小企業を守る緊急対策を求める意見書

戦後最高値を更新した異常な円高が進行しており、円高で一番被害を受ける労働者の雇用や中小企業の営業を守るために、緊急対策をとることが求められている。

プラザ合意以降の過去２０数年来、日本経済は、何度も円高に見舞われており、一時的には円高が弱まっても、時がたてば更に厳しい円高に見舞われることが繰り返された。

その根本は、日本の大企業の輸出競争力の異常な強さに起因しており、大企業は、円高の度にリストラ、人員削減及び賃下げを強行し、下請代金を不当に値引かせてコストを削減し、労働者と中小企業に犠牲を押し付けて一層国際競争力を強め、円高の下でも輸出を増やし、それが新たな円高を招くという日本経済の円高体質を作ってきた。

さらに、国による資金援助や減税などの大企業の国際競争力を強化する対策は、貿易黒字を増やして一段と円高圧力を強めることになり、円高で加速する産業空洞化への対策と言いつつも更に円高となる悪循環を起こすといった根本的な矛盾をもたらすことになる。

よって、国におかれては、日本経済が為替水準に左右されない強じんな経済構造となるよう輸出依存の成長路線を改め、円高に対し更なる悪影響をもたらすＴＰＰについても米国の圧力に屈することなく慎重に議論するとともに、外需頼みから家計など内需が主導する体質に根本的に転換するため、次の事項について早急に実現されるよう強く要望するものである。

- １ いわゆる労働者派遣法を抜本的に改正し、非正規労働者の正社員化を図ること。
- ２ 最低賃金を抜本的に引き上げること。
- ３ 長時間にわたる過密労働を是正すること。
- ４ いわゆる下請けいじめを速やかに是正し、大企業と中小企業の対等な取引ルールを確立すること。
- ５ 大企業の内部留保を労働環境の改善に用いるなど国内に還流させることに手立てを講じること。
- ６ 巨額の投機マネーによる国際的な為替投機の規制を具体化するよう世界各国に働きかけること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

外務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

意見書案第 19 号

円高及びデフレを克服する経済対策を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 10 月 3 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

円高及びデフレを克服する経済対策を求める意見書

現在、欧州での経済危機や米国の国債格下げ問題などを原因に円高が歴史的な水準で進行しており、日本経済は、円高及びデフレの傾向が長期化し、東日本大震災による経済状況の悪化も懸念されている。

こうした中、国は、2度にわたり補正予算を編成したが、これらは、本格的な復旧及び復興につながるものとして、更には景気回復に向けた好材料となることが期待されたものの、そのような効果のある予算編成と言えるものではなかった。

さらに、電力需給のひっ迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明白であり、雇用及び産業の空洞化が進行することとなるが、これまで国は、具体的な対策を示さず、対応を産業界に任せきりにしていたと言わざるを得ない。

また、歴史的な水準の円高は、各地域の製造業や観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると、地域経済は、悪化の一途をたどることとなる。

よって、国におかれては、「日本経済全体の復興が被災地の復興につながる」との認識に立ち、抜本的な円高及びデフレの対策に取り組むため、次の事項について早急の実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 日本経済全体を底上げするための景気対策及び防災対策のために必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成し、執行すること。
- 2 年末に向けた中小企業の万全な資金繰りのための対策の拡充など、円高による不利益を直接受ける輸出産業の負担を軽減する施策を打ち出すこと。
- 3 外国人観光客の減少による観光業への支援策を打ち出すこと。
- 4 地域の雇用の維持及び確保に活用できる臨時交付金を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

財務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

意見書案第20号

原子力艦船の撤退を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年10月3日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

原子力艦船の撤退を求める意見書

神奈川県横須賀市には、原子力艦船が年間延べ約 300 日も滞港している。

万が一、原子力艦船の原子炉が設計上想定された範囲を超える事故を起こした場合には、高濃縮ウランを使っているため大量の放射性物質を拡散することになり、放射能汚染の被害は、想像を絶するものとなることが予想される。

特定非営利活動法人の原子力資料情報室が平成 18 年に行った被害予測では、横須賀市の米軍基地に配備されている原子力空母ジョージ・ワシントンと同程度のニミッツ級空母において原子炉の炉心が溶融するような事故が起きた場合、60 キロ圏内の地域が急性障害発症相当レベルの被ばくをする範囲に入るとされ、首都圏を始め広範囲に高濃度の放射能汚染を広げる危険性が指摘されている。

さらに、米軍横須賀基地を震源域に含んでいる三浦半島断層群の地震の発生確率が東日本大震災の影響で高まったと国の地震調査委員会からも指摘されており、これらの原子力艦船が、このような大地震の震源域の真上を母港としている危険性も重大である。

もし、この三浦半島断層群の地震が起きれば、原子力空母が停泊している 12 号バースの関連施設が地震と津波の引き波によって破壊され、機能喪失することで原子炉の冷却が困難になる危険性が指摘されている。

こうした中、原子力艦船の放射能汚染の危険について、本年 4 月に米国政府が横須賀市長からの確認要請に対して回答した書簡では、その説明を裏付けるのに必要な根拠が示されておらず、それをもって安全と理解するのは極めて困難である。

よって、国におかれては、市民の生命と安全を守るためにも、米国に米軍横須賀基地を米軍第 7 艦隊の艦船の母港とすることをやめさせ、米軍横須賀基地に停泊する原子力艦船を我が国から撤退させられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣